

平成29年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3月9日 午前10時00分		
	散 会	3月9日 午後3時05分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成29年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 1 号

平成29年 3 月 9 日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		村長の施政方針	
6	議案第 5 号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第 6 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
8	議案第 7 号	今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第 8 号	今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	説 明
10	議案第 9 号	今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	説 明
11	議案第10号	今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	説 明
12	議案第11号	今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	説 明
13	議案第12号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
14	議案第13号	今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について	説 明
15	議案第14号	今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について	説 明
16	議案第15号	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について	説 明
17	議案第16号	今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第17号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
19	議案第18号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
20	議案第19号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
21	議案第20号	平成29年度今帰仁村一般会計予算について	説 明

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成29年第1回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 山城 太議員及び10番 島袋 誠議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月23日までの15日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

12月 1日 第7回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村記者発表が開催されました。

2日 北部市町村議会議長会第3回定例理事会・総会に参加しました。

8日 今帰仁村各種団体親善スポーツ大会に参加しました。

12日 「酒田市少年の翼」引率職員の歓迎会が行われました。

18日 第34回各字対抗少年駅伝競走大会(防犯駅伝大会)が行われました。

19日 北部市町村議会議長会臨時総会に参加しました。

〃 北部地域における基幹病院整備に関する意見交換会に参加しました。

20日 今帰仁村民生委員・児童委員「感謝状伝達表彰式」並びに「感謝の集い」が行われました。

21日 平成28年度年末・年始の交通安全県民運動出発式に参加しました。

26日 農業生産法人(株)あいあいファームの「平成28年度琉球新報活動賞」及び「平成28年度地産地消等優良活動表彰 地域振興部門 農林水産大臣賞」受賞祝賀会に参加しました。

27日 第10回今帰仁グスク桜まつり実行委員会が行われました。

- 1月 2日 新春ロードレース大会が行われました。
 4日 平成29年村成人式・新春の集いが行われました。
 6日 平成29年消防出初式が行われました。
 12日 J Aおきなわ北部地区新春の集いに参加しました。
 17日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との「新年会」に参加しました。
 22日 今帰仁郷友会新年会に参加しました。
 28日 第10回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーが行われました。
 30日 読谷村議会視察研修・交流会が行われました。
- 2月 3日 「県立北部病院から見た沖縄戦後医療の歩みと課題」 県立中部病院研修事業開始50周年記念公演に参加しました。
 13日 今帰仁村子どもの貧困緊急対策事業・支援員及び関係者研修会「子どもの貧困の現状と課題」の講演会が行われました。
 23日 町村議会議員・事務局職員研修会に出席しました。
 24日 沖縄県農業会議から「改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請」と「女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請」を受けました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時02分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時02分)

次に、去る2月14日に行われた平成29年第2回臨時会での小学校の浄化槽取替工事についての1番 與儀常次議員の質疑の中で、学校教育課長より発言訂正の申し入れがありますので、訂正させます。田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 去る2月14日の平成29年第2回臨時会で、小学校の浄化槽取替工事についての1番 與儀常次議員の質疑の中で、合併浄化槽を単独浄化槽と発言したことについて訂正したいと思います。小学校の浄化槽取替工事については合併浄化槽ですので、訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○ 東恩納寛政 議長 日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 皆さんおはようございます。行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほど、お目通しください。朗読は省略いたします。

- 12月 1日 第7回古宇利島マジックアワーRUN i n今帰仁村記者発表を行いました。
 2日 水難事故防止協議会を開催しました。
 // 上地勝則氏スポーツ推進委員功労者・文部科学大臣表彰祝賀会を開催しました。
 8日 今帰仁村各種団体スポーツ大会が開催されました。
 12日 酒田市少年の翼引率者の歓迎会を開催しました。
 13日 村コミュニティセンターにて高野誠鮮氏講演会を開催しました。
 16日 第11回今帰仁村・やんばる和牛改良組合合同子牛(雌)共進会が開催されました。
 19日 北部地区における基幹病院整備に関する意見交換会に参加しました。

- 12月 20日 旧今帰仁村立小中学校統合後跡利用審議会会長より旧古宇利小中学校の跡利用に係る答申を受けました。
- 〃 民生・児童委員感謝状及び委嘱状交付式を開催しました。
- 〃 今帰仁家畜市場運営委員会が行われました。
- 〃 今帰仁村マンゴー産地協議会を開催しました。
- 21日 平成28年度年末・年始の交通安全祈願祭・出発式を開催しました。
- 26日 対米請求権事業協会臨時総会に出席しました。
- 〃 農業生産法人（株）あいあいファームの「琉球新報活動賞」及び「地産地消等優良活動表彰 農林水産大臣賞」受賞祝賀会に参加しました。
- 27日 第10回グスク桜まつり実行委員会を開催しました。
- 1月 2日 第39回今帰仁村新春ロードレース大会が開催されました。
- 4日 平成29年村成人式・新年の集いを開催しました。
- 6日 本部町今帰仁村消防組合出初式を開催しました。
- 10日 今帰仁郵便局と「地域における協力に関する協定」を締結しました。
- 12日 J Aおきなわ北部地区新春の集いに参加しました。
- 16日 今帰仁家畜市場初セリが開催されました。
- 17日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村の新年会に参加しました。
- 22日 今帰仁郷友会新年会に参加しました。
- 23～25日 スイカ選果機県外視察を行いました。
- 26日 内閣府審議官との意見交換を行いました。
- 〃 伊是名村・伊平屋村・今帰仁村三村交流事業 第3回実行委員会が開催されました。
- 〃 21世紀ビジョン基本計画 市町村長意見交換会（北部合同庁舎）に参加しました。
- 27日 県高校新人駅伝が開催されました。
- 28日 グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。
- 30日 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会に出席しました。
- 2月 1日 介護広域運営会議に出席しました。
- 3日 今帰仁城跡文化財防火デーの訓練を行いました。
- 6日 認知症サポーター養成講座を開催しました。
- 〃 ふれあい少年の翼結団式を開催しました。
- 8日 一括交付金事業について参事官との意見交換会を行いました。
- 9日 民生委員・児童委員大会に参加しました。
- 10日 ふれあい少年の翼解団式を開催しました。
- 13日 今帰仁村子どもの貧困緊急対策事業・支援員及び関係者研修会「子どもの貧困の現状と課題」の講演会を開催しました。
- 13～17日 健康長寿モニターツアーの受け入れを行いました。

2月18～19日 第6回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。

20～22日 町村長視察研修に参加しました。

23日 町村会定期総会に出席しました。

24日 北部広域市町村圏事務組合理事会に出席しました。

〃 沖縄県農業会議から「改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請」と「女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請」を受けました。

28日 北部町村会総会に出席しました。

〃 缶詰原料用パインアップル生産振興奨励事業表彰式に参加しました。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)
- 東恩納寛政 議長 日程第5. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせていただきます。喜屋武治樹村長。
- 喜屋武治樹 村長 平成29年度施政方針。

はじめに

平成29年第1回今帰仁村議会定例会の開会にあたり、私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年の8月、私は第27代今帰仁村長として、村のかじ取り役を負託されました。以来、「村のセールスマン、広報マン」として全力で駆け出し、村内外に村の良さを伝え、今帰仁村の更なる発展に向け課題の解決に取り組んでおります。

今年は、復帰45周年を迎えます。復帰前と比べると、私たちの生活環境は、道路や公園、学校、公共施設等の社会資本整備が格段に進み、生活の利便性が向上しております。復帰後、国をはじめ県や村で沖縄振興に取り組んだ大きな成果です。一方で復帰前から米軍基地から派生する事件、事故は今も変わらない現状にあります。

私は非核平和宣言の村として米軍普天間飛行場の辺野古への移設、新基地建設に反対し、県外、国外への移設を求めてまいります。

また、村民目線で協働の村づくりを進め、村民の皆様の福祉向上に全身全霊を傾けていく所存であります。

平成29年度においては、村役場庁舎の建設計画を具体的に進め、防災拠点、村民サービスの充実を図ってまいります。あわせて、高齢化社会に向けた新たな交通対策を行うため、コミュニティバスの運行にむけて具体的に調査・検討を行ってまいります。

また、旧古宇利小中学校跡利用や旧梯梧荘跡地利用についても、地域経済の活性化と雇用創出を図る観点から、地域住民の意向をふまえて進めてまいります。

T P P（環太平洋経済連携協定）については、米国では、トランプ政権が発足し不透明な状況になっております。国や県等の動向を注視し生産者団体が安心して生業が営めるよう農協、商工会と連携し、国へ

万全の対策を求めていると考えております。

平成28年度は、前期基本計画の施策項目について、評価検証を行い後期基本計画の策定を行っております。ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁を将来像とし、私の施策目標である「創ろう・みんなの力で・元気な今帰仁」を掲げ、活力あるむらづくりに取り組んでまいります。

引き続き沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）制度の有効活用や北部連携促進事業の実施と新たな計画策定を推進して参ります。

また、村の社会福祉関連費用が年々増加傾向にあるなど厳しい財政状況にありますが、今後とも関係機関の動向を注視し、村民生活への影響を見極めながら村政運営に取り組んでまいります。

むらづくりは、村民と行政が協働し築きあげていくものと考えております。飛び出せ村長室の開催、各種審議会へ村民の参加をすすめ、村民と膝を交えて話し合う姿勢を大切にし、村政への村民参加の促進を図ることで、協働の村づくりを進めていきたいと考えております。

平成29年度の重点施策

平成29年度の重点施策は次のとおりです。

（１）役場庁舎建設について

平成29年度は庁舎建設に向けて基本方針、基本計画の策定に向けて350万円、予算を計上し担当職員を配置して取り組んでまいります。

（２）県立農業大学の誘致について

今後も引き続き、本村の優位性を生かして、沖縄県立農業大学の誘致実現に向けて、村民と共に強く県へ訴えてまいります。

（３）今帰仁村第4次総合計画後期基本計画について

平成29年度は、今帰仁村第4次総合計画の将来像実現に向けて策定した後期基本計画のスタートの年となっております。後期基本計画の基本方針に基づき取り組んでまいります。

（４）北部連携促進事業について

平成29年度は、平成27年度より継続事業であります村営兼次第2団地新築事業や今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業を実施してまいります。

また、29年度以降の事業につきましては、産業振興のための基盤整備として村道事業の整備、定住条件の整備として村営住宅の整備を計画しており、コミュニティバス導入事業の採択に向けての基礎調査として住民意向調査を計画しております。

村道事業としての公共事業では、「村道古宇利一周線道路改築事業」の新規採択に向けて取り組んでまいります。

村道古宇利一周線を整備することにより、生活道路や観光道路として利用され、安全で円滑な道路交通が図られることで、古宇利地内へのアクセスが向上し、観光の振興に結び付けたいと考えております。

（５）子育て支援対策について

県との連携を図り、本村の子ども達がおかれている状況に応じた取り組みを実施するため、沖縄県が設

置した「沖縄子どもの貧困対策推進基金」を活用し、子ども・子育て支援対策を効果的に推進してまいります。

また、大学、短期大学、専修学校等へ入学する学生の保護者で、入学に要する費用の支弁が困難な保護者に対し、入学準備金の貸付を行うための基金を28年度に設置し、貸与しております。同事業を継続し、子育て支援を継続してまいります。

また、要保護・準要保護就学支援制度の拡大・充実や、保育所の待機児童の解消を図ってまいります。

(6) 農村集落基盤再編・整備事業西地区について

本事業は、農道や集落道、防災安全施設等を整備することにより、生産基盤の改良と農村生活の利便性及び安全性の向上を図ってまいります。事業対象地区は、今泊・兼次・諸志区で平成29年度も継続して事業を実施してまいります。

(7) 農業振興について

本村産業振興のリーディング産業は、農業であります。農業振興を図ることで他産業と一体となったむらづくりを目指すため、平成29年度も災害に強い栽培施設の整備事業等の推進や農林水産業と観光を結びつけた振興策の推進に努めていきたいと考えております。

(8) 北山学園プロジェクトについて

平成29年度は北山学園プロジェクトをより継続・強化していく為、北山高校の魅力化を強化します。平成28年度より地域おこし協力隊を活用した公営塾を開設し、国公立大学への進学実績が向上しました。

平成29年度は、その協力隊を増員して、更なる、学力の向上を図りながら推薦入試対策、AO入試対策にも取り組みます。

「人材を持って資源となす。」と言われるように日本一の教育立村構築の為、学力向上はもとより、キャリア教育を中心に自らの生き方、行動のあり方を充実させる事業を展開しながら地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指してまいります。

以上、重点施策を述べてきましたが、事業実施の効率化を図り、村民サービスの向上を目指し、全庁的に取り組んでまいります。

次に、平成29年度の村政運営に関する事項別について、ご説明いたします。

当初予算について

○一般会計について

平成29年度の当初予算総額は、56億6千6百22万7千円で対前年度比0.4%の減となっております。その主な要因は、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業の減や村営兼次第2団地新築事業皆減によるもので、土木費は、6億5千2百66万7千円の減となっております。

一般会計で約38%を占める民生費については、対前年度比22.4%の増となっており、一般財源の必要額は、9億5千66万7千円でなお増加傾向を示しております。

限られた財源で財政需要に対応するためには、行財政改革を推進し、経費支出の効率化を図るなど、一般財源経費削減に努め、補助事業導入を最優先に掲げ、今後とも健全な財政運営に向けて、取り組みを進

めてまいります。

○国民健康保険特別会計について

平成29年度の国民健康保険特別会計については、総額20億6千8百2万7千円を計上し昨年度より5.3%の増となっております。

一般会計からの繰入れや内部努力等により、今年度からは国民健康保険の財政健全化対策に向け、庁内横断的に業務を進め健全運営に努めてまいります。

○後期高齢者医療特別会計について

平成29年度の後期高齢者医療特別会計については、総額8千4百88万2千円を計上し昨年度より4.1%の増となっております。

今年度も引き続き高齢者の医療費を安定的に支えてまいります。

○水道事業会計について

平成29年度の水道事業会計の総額は、7億1千127万8千円で、26.9%の減となっております。

主な要因は、建設改良費の減で簡易水道事業の事業完了によるものとなっております。

自主財源の確保について

○税外収入について

本村の財政は依然として厳しい状況にあるなか、今後、更に増大する行政需要に対応するため、自主財源の確保は極めて重要だと考えております。

平成20年4月30日に公布された地方税法等の改正により、「ふるさと納税制度」が創設され、これまで多くのご寄附が寄せられ、子育て支援や教育、健康増進や福祉の向上、環境保全や観光関連などの様々な事業に活用され、「今帰仁村うらおいと安らぎのむらづくり応援寄附金」が本村にとっても重要な財源のひとつとなっております。

ふるさと納税については、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であるということを踏まえ、「ふるさと納税返礼制度」を充実しつつ、返礼品だけでなく「ふるさとに貢献したい」、「本村出身ではないけど今帰仁村を応援したい」と思っただけのような魅力あるむらづくりを推進するとともに、平成29年度より、新たな取組として寄附をした方が実際にその町や村へ旅をするということを目的とした「きふたび」という旅に特化したサイトへの登録を予定しており、寄附をした方が実際に本村へ訪れ、本村の魅力に触れることで、「毎年今帰仁村を応援したい」そう思っただけのような取り組みを推進し、更なる自主財源の確保に努めてまいります。

○税収の向上に向けて

自主財源の根幹である村税等については、平成22年度から担税能力があるにも関わらず未納となってい

る滞納者の財産調査や差押えなど、徹底した徴収対策の取組みを実施し、平成21年度には、村税全体で7千3百49万7千円あった収入未済額が平成27年度決算においては、3千3百57万6千円と3千9百92万1千円削減しており、着実に成果をあげております。

収入未済額の削減に向けた取組は、歳入確保の面からも極めて重要であることから、村税はもとより、国民健康保険税や水道料、保育料、村営住宅、給食費など、「今帰仁村収納対策連絡会議」を核として、引き続き全庁的な連携体制で取り組んでまいります。

○納税意識の高揚を図るために

納税意識の高揚を図るためには、村民の皆様が税金の果たす役割と税の仕組みについて正しく理解することが大切です。

本村では、村広報紙やホームページ等を活用し、税知識の普及と納税意識の高揚を引き続き推進していきたいと考えております。

今後も次代を担う児童・生徒には、税の意義や役割を正しく理解していただき、租税に対する理解が村民各層に広がっていくことを目的に、名護税務署や税関係団体と連携し、各学校の協力を得ながら租税教室を開催するなど、租税教育の充実に努めてまいります。

○信頼される窓口サービスの向上について

地方分権により、県から市町村への権限移譲が進むとともに、市町村が担う事務の範囲が拡大し、行政に対するニーズがより一層多様化するなかで、住民に最も身近である市町村では、村民のニーズを的確に把握するなど、良質な窓口サービスの提供が求められております。

そのためには、村民により身近で、より信頼される役場となるよう村民目線に立った窓口サービスの充実に務めてまいります。

○環境衛生について

環境衛生については、村民、事業者、行政それぞれの立場から役割と責任を分担した協働の取り組みへのご協力をご理解をいただき、新聞、雑誌などの古紙類や古着などの資源物の分別徹底への啓発活動、また家庭用生ごみ処理容器等の普及促進を図るとともに、快適で住みよい循環型社会の実現に向け、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、受託者との連携を密にしながら、安全、確実なごみ収集運搬業務を推進していきたいと考えております。

墓地行政については、「今帰仁村墓地基本計画」並びに「今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、適正な墓地等の経営（設置）許可等に関する事務を行い、墓地の散在化及び無縁墓地対策に取り組んでまいります。

○子育てしやすい村づくりについて

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で支援する体制を整え、切れ目ない支援

を総合的に提供するため「今帰仁村子ども子育て計画」に基づき、多様な需要を考慮した子育て支援施策を推進し、引き続き支援の拡充と質の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

○子育て応援について

総合的な子育て支援が行えるよう、保健センターに「子育て世代包括支援センター」の機能を備え、胎児期から就学前の子育て時期にわたって切れ目なく対応できる体制を築いてまいります。

また、生活が困窮する世帯における子どもや保護者の支援を行うため、引き続き支援員を配置するとともに、平成29年度はアンケート調査を行い、実態把握に努め、子どもの成長に応じた支援策の構築に努めてまいります。

○母子及び父子の福祉について

育児の悩みや仕事と家庭の両立等、必要な情報収集や資格取得など、相談支援に取り組む村母子会の組織活動を支援してまいります。

また、「ゆいはあと北部」と連携し、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援するとともに、今年度もひとり親家庭への医療費助成事業を継続実施してまいります。

福祉保健行政の推進について

○地域福祉について

安心して、いきいきとした生活を送ることができる地域社会づくりに向け、障がい者、高齢者、児童母子等の個別計画に基づき、医療・介護・保健・福祉が連携した包括的ケアシステムの構築を図り、全ての村民にやさしい村づくりを推進していきます。また、独居高齢者や障がい者等の見守りなど、地域で支え合う体制づくりを構築することは必要不可欠であり、今後も「要援護者避難計画」に基づき、災害時等の避難支援に取り組んでまいります。

また、安全安心な地域環境を目指し、郵便局と協力体制に関する協定書を結びました。配達中に気になる事案について随時報告が入ることになり、担当課が速やかに対応してまいります。あらゆる分野において、地域生活の見守り体制に大きく寄与するものと期待しております。

○高齢者福祉について

高齢者の皆様が豊かな生きがいのある老後生活を送ることは大切なことです。今後とも、希望に満ちた地域社会を創造し高齢者の社会参加ができるよう、地域活動における支援に取り組んでまいります。

平成29年度は対米請求権事業を活用し、深刻かつ複雑化する課題に対応するため、高齢者をはじめ地域住民が互いに助け合う必要な地域連携のあり方を検討し、シルバー人材センターの機能（仕事のあっせん、生きがいづくり等）も兼ねそろえた地域サポートシステムの体制づくりへの準備を進めてまいります。

○介護保険について

高齢期を迎えた人々が、住み慣れた家庭や地域のなかで健康で明るく生きがいを持って暮らしていける地域社会の形成に努めてまいります。

このため総合的な福祉サービスの充実を図るとともに介護保険制度の周知徹底を図りながら、要支援・要介護認定者への適切なサービスの提供に努めてまいります。

平成29年度は、在宅介護者手当の支給額を年額6万円から12万円に引き上げをしております。また、第7期高齢者福祉計画の策定に向け、委員会を立ち上げて取り組んでまいります。

○障がい者福祉について

障害のある方やその家族に対し、日常生活及び社会生活の総合的な支援に取り組んでまいります。

平成29年度は、第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画の策定に向け、委員会を立ち上げてまいります。

○健康づくりの推進について

健康づくりは、村民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、超高齢社会における医療費の適正化の視点からも大変重要であると考えております。

平成29年度は対米請求権事業を活用し、健康増進を図り健康寿命を延ばせるよう地域の健康課題に住民が主体となって取組む体制づくりを進めてまいります。

○後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療につきましては、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関と連携を図り、生活の質を確保する保健事業を推進し、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。

○国民健康保険事業の運営について

構造的に財政基盤が脆弱なうえ、少子高齢化の進展や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加等により、赤字額が膨らみ、依然として財政的に厳しい状況が続いております。

平成29年度は財政健全化対策係長を配置し、収納率の向上、国保事業の運営健全化、赤字解消計画の強化を図り、医療費の適正化や保険税の適正な設定について取り組みます。

また、保険者が村から県に移行する平成30年度に向けて、移行準備を進めてまいります。

○農業の振興について

本村の基幹産業である農業については、これまでにスイカ、輪ギク、小ギク、マンゴー、甘藷が拠点産地の認定を受けており、基盤整備・栽培技術向上への取組みも含め、更なる産地のパワーアップが期待されているところです。その他にもドラゴンフルーツなどの熱帯果樹類や野菜類においても生産性・品質の

向上が期待されているところであります。

農業の振興においては、生産基盤の充実強化を図るため災害に強い栽培施設等の積極的導入や、農業経営基盤強化資金利子補給金事業、農業災害対策特別資金利子補給金事業を実施してまいります。

その他、農作物における鳥獣被害対策や農用地の利用集積・遊休農地対策としての農地中間管理事業の利用促進、耕作放棄地における農地の再生・土づくり・生産施設の整備等今帰仁村耕作放棄地対策協議会を事業主体として総合的に支援してまいります。

また、全国的に課題とされている後継者・担い手の確保については、「人・農地プラン」の一環で担い手を支援する「青年就農給付金事業」（経営開始型）や「新規就農一貫支援事業」を推進し、担い手の確保・支援に取り組みます。

本年度における新規事業としましては、沖縄公共投資交付金を活用した団体営畑地がんがい施設の整備事業で勢理客地区が新規採択され、順次基盤整備を行うことや、栽培圃場における天敵を用いた病害虫駆除について実証実験的に調査し、自然環境機能の維持増進・農薬の低減・安心安全な作物づくりを目指してまいります。

また、「沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業」として、赤土流出防止営農対策地域協議会に農業環境コーディネーターを配置し、耕土流出防止・環境保全に向けた取組みを実施してまいります。

これまで、加工用品種が主となっているパイナップルの生産については、青果用品種栽培への取組みも必要であることから、優良青果用品種の種苗配付について沖縄県の関連機関へ要請してまいります。

○畜産の振興について

本村は、平成23年4月に肉用牛（子牛）の拠点産地認定を受け、現在においては村和牛改良組合を中心とし、JA並びに行政機関等の連携のもと、繁殖素牛となる母牛の選定及び改良、子牛の生産についても「年1産」を目標とした飼育管理への取り組みがなされています。

近年では、子牛取引価格の高値安定もあり生産者の意欲も高まっていることから、今後とも優良雌牛群の造成による市場性の高い子牛づくりを目指し取り組んでまいります。

平成26年度より導入されている優良雌牛導入支援事業につきましては、本年度も継続実施していく中で、母牛の高得点化、産子の育種価を推進してまいります。

また、和牛生産者並びに山羊生産者の飼養技術の向上、生産者間交流の観点から、肉用牛・山羊の畜産共進会を本年度も開催してまいります。

○林業の振興について

近年、アウトドア志向の高まりや森林レクリエーションといった森林の持つ癒しの効果が注目されています。森林の持つ多面的・公益的機能を活用し、乙羽岳森林公園におけるキャンプ、トレッキングといった森林レクリエーションを推進してまいります。

また、森林の持つ保健涵養・水源涵養としての機能を維持する為、天然林の改良、除間伐等森林整備を進めてまいります。

松くい虫被害対策については、引き続き被害拡大防止に向けた施策を実施していく中で、仲原馬場、各字拝所、農村公園等重点的に守っていくべきエリアを選定・保護し、景観の保全に努めてまいります。

村内における防風・防潮林等、保安林としての機能発揮を目的とする林地帯で、林況が悪化し保安林の指定目的を果たすことが困難となっている箇所について、海岸防災林、防風林造成を県へ要請してまいります。

特用林産物の振興について、村内で生産されているエノキタケ、エリンギ、クロアワビタケ、椎茸等について、引き続き販路拡大、商品PR等において生産者と連携を図ってまいります。

○水産業の振興について

水産業においても第1次産業全般に大きな課題となっている就業者の減少、高齢化の問題は例外ではありません。このことから、漁業の再生に関する実践的な取り組みとして、村内外の児童生徒を対象とした漁業体験等の実施や、追込み漁による活魚を主とした漁法を手掛けることで、新たな漁業への可能性を模索し新規漁業への定着を図ってまいります。

漁業経営の向上につきましては、「つくり育てる漁業」・「資源管理型漁業」を推進していく中で、継続して種苗放流、産卵場・育成場の整備、簡易浮漁礁の設置や漁場の管理・改善としてサメ駆除等も支援してまいります。

生産基盤の整備としましては、昨年度に引き続き運天漁港泊地浚渫及び航路の浚渫工事を実施いたします。

○商工観光の振興

商工・観光振興について、来沖観光客においては美ら海水族館から古宇利大橋までのルートがほぼ確立されてきている中で、「通過型」の形態から「滞在型」・「周遊型」へどう転換していくかが課題であります。

新年度からは、「経済課」を「経済観光課」に改め、観光振興によりインパクトを持たせた形で取り組んでまいります。

世界遺産の今帰仁城跡をはじめ、歴史文化及び自然資源を活かした「着地型」の施策展開や、観光協会が実施している「民泊事業」、ふるさと納税返礼品にかかる村の特産品情報発信など、本村の魅力を幅広く全国に発信し来訪者やリピーターの確保に向け、村商工会・観光協会と連携を図ってまいります。

観光力強化といたしましては、「古宇利島マジックアワーRUN in今帰仁村」や「今帰仁グスク桜まつり」、「今帰仁ハーリーカーニバル」といったイベント開催のほか、「現代版組踊北山の風育成事業」や環境保全美化推進事業での村内観光地の環境保全・美化についても昨年度同様実施してまいります。

新規事業といたしましては、観光振興関連において既存の今帰仁村営闘牛場及び野外ステージの機能強化をはかるため、闘牛大会時における出場牛の待機害の建て替えや施設内トイレの改修等整備を進めてまいります。

6次産業の推進につきましては、農業従事者が農作物を生産するだけでなく、加工や販売まで関わる新

たな産業分野として、関係機関と連携を図ってまいります。

また、消費者関連においては、北部12市町村が連携し、名護市役所内に広域的な消費生活相談窓口の設置も行ってまいります。

○建設事業について

平成29年度も村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など建設事業を推進してまいります。

継続事業として、村づくり交付金東部地区、農村集落基盤再編・整備事業西地区、村道古宇利線改良事業、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業、今帰仁城跡周辺環境整備事業を実施してまいります。

また、一括交付金で地域活動拠点活性化事業、環境保全美化推進事業、景観形成強化事業を実施してまいります。

新規事業として、村道古宇利一周線道路改築事業、村道与那嶺線改良事業、村道呉我山仲山橋改良事業を計画しております。

運天港の活用については、運天港施設内でのイベントとして、三村交流事業「いいな運天港いちゃり場まつり」を開催してまいります。

○水道事業について

水道事業は、3地区簡易水道事業を統合し経営の効率化、運営基盤の強化を図る目的で平成29年度より「今帰仁村水道事業」へ移行してまいります。

今後も水の安定供給を図るため、老朽化した配水管等の更新を計画してまいります。

○北山学園プロジェクトについて

北山学園プロジェクトは、本村の幼児・児童・生徒の学力向上と人格形成をめざし、保育所・幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、ひきつづき地域型の一貫教育施策を実施してまいります。

平成27年度から実施し3年目を迎える地域型就業意識向上支援事業を村内外の人材を活用した取組により、起業家精神の構築につながるキャリア教育を最重点施策として日本一の教育立村今帰仁を目指してまいります。

○豊かな心を培う教育の推進について

今帰仁村は、以前から教育立村と言われ、それを誇りに歩んできました。これからも子ども達一人ひとりの個性を大切に、人間として調和のとれた成長が遂げられるよう環境を整備してまいります。

学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を通じた心の教育に取り組んでまいります。

○確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童・生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図るとともに、「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

○たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や目標に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携して活性化を図ってまいります。

○学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて村内小・中学校で「子どもが作る弁当の日」を実施して7年目になります。平成29年度も食育の更なる充実・発展に努めてまいります。

また、農業と教育をつなぎ本村の特性に応じた施策として、教育ファーム事業を継続推進してまいります。

○幼稚園及び学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対してもこれまで同様、支援員を配置し積極的な支援と個に応じた指導の推進を図ってまいります。

○幼保連携について

年々増加する待機児童の解消と計画的な保育園児の入所定員の拡大を図るため、平成29年度は「保育所整備等交付金」を活用し、民間2法人の平成30年4月開園に向けた園舎整備を支援してまいります。

また、幼稚園や保育所に入所する経済的負担の大きい非課税世帯や多子世帯等の世帯年収に応じた利用者負担額（保育料）の軽減措置を行ってまいります。そのほか、幼児教育・保育の学びの連続性を確立し、全幼稚園、全保育園で「わらべ歌遊び」を引き続き実施し、健やかな園児の育成を図ってまいります。

○家庭・地域における取組について

児童生徒の良さと課題についてよく見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取組としては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の習慣化や読書活動を推進し、学校、家庭・地域が連携を図り取り組んでまいります。

○社会教育の振興と生涯学習の推進について

生涯学習の場として中央公民館、運動公園を活用して、公民館講座や高齢者学級、体力作り等を開催し、社会教育の振興と生涯学習を推進し地域社会の教育力の向上に努めてまいります。

また、子育て支援の観点から社会教育の役割として、子どもの健全な成長が図られるよう学校、家庭、地域と連携し支援してまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため29年度も引き続き、ブックスタートや読み聞かせ、わんぱく自然体験塾を継続し学習機会・自然体験の充実を図ってまいります。

村立図書館については、平成28年度にクーラーを設置し快適な環境となっております。利用促進については、図書館だより、講演会やイベントの充実にも努めてまいります。

○青少年の健全育成について

子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと活動できるよう、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割に努め、連携を構築できるよう支援してまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会の育成を支援するとともに、世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

山形県酒田市児童との交流事業「今帰仁村ふれあい少年の翼」を継続し次世代のリーダー育成を目的に、これからも積極的に推進してまいります。

○文化財行政について

世界遺産の今帰仁城跡を文化財の調査・保存・整備を強化するとともに、歴史文化センターの常設展示や企画展示といった学習機会を充実させ村の文化的、歴史的価値を高めてまいります。

○社会体育スポーツの振興について

気軽にスポーツに親しんでもらうための環境づくりに積極的に努めるためスポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携を図ってまいります。

村総合運動公園の施設整備については、24年度から一括交付金事業を活用し、「今帰仁村総合運動公園施設強化事業（平成24～29年度）」を行っています。これまでに改修をおこなったテニスコート、村民プール、イベント広場については、利用促進を図り、平成29年度は、遊具施設を整備してまいります。これまで同様施設の充実を図りスポーツツーリズムによる県内外からの誘客及び村民のスポーツの振興と向上、さらには村民の健康増進に寄与してまいります。

おわりに

以上、平成29年度施政方針に基づき、今定例会に提案させていただいております。「平成29年度予算案」をはじめ、議案22件、報告1件、同意案2件につきまして、ご審議の程、宜しく願い申し上げます。最後に、本村の更なる発展と誰もが住みやすいむらづくりのため、議員各位並びに村民のみなさまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

平成29年3月9日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

○ 東恩納寛政 議長 以上をもって村長の施政方針を終わります。

日程第6. 「議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第5号

今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

総務課、企画財政課及び経済課の業務の見直しに伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例

今帰仁村課設置条例（平成13年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務課の項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（8）公営住宅及び空き家に関すること。

（9）各課間の調整に関すること。

第2条企画財政課の項中第5号の次に次の1号を加える。

（6）ふるさと納税に関すること。

第2条経済課の項中第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地域振興及び6次産業に関すること。

第1条及び第2条中「経済課」を「経済観光課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

○ **東恩納寛政 議長** 日程第7. 「議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **大城清紀 副村長**

議案第6号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

国など他機関から本村へ赴任する際の旅費について規定を設ける等、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表第2のとおりとする。」を「特別職の職員で公務のため旅行し、又は赴任した時は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。」

に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の旅行は、村長（その委任を受けた者を含む。）又は法令若しくは条例等により権限を有する者の発する旅行命令によって行わなければならない。
- 3 第1項に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2のとおりとし、移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額については、職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第29号）の規定を準用する。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「等」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

（1）命令権者 旅行命令権者又はその委任を受けたものをいう。

第2条第5号中「出向又は派遣を命じられた職員がその出向又は派遣に伴う移転」を「人事交流等により新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所または居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転」に改め、同条第6号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6）扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - （1）職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - （2）職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - （3）職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合（同法第16条第1号に該当するに至って失職した場合は除く。）には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

第3条第4項中「第1項」の次に「、第2項及び前項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 職員又は職員以外の者が、村の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行

について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族も含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に第5条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で村長が定めるものを旅費として支給することができる。

第4条第2項を削る。

第5条第2項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 4 命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条の2 旅行者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第9条第2号中「課長、議会事務局長、主幹」を「職務の級が5級以上の職員」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「急行料金」の次に「及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)」並びに座席指定料金による。」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

第10条に次の2号を加える。

(4) 1等級の職務にあるものが第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行する者による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運

賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
第10条に次の2項を加える。

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

第16条第2項を削る。

第18条の見出し中「退職者」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

第18条第1号を次のように改める。

- (1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

第18条第3号中「前項」を「前号」に改める。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1号を加える。

（遺族の旅費）

第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第17条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

職務の等級	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
一等級	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
二等級	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
三等級	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、改正内容を添付してございますけれども、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 議案第6号については、説明、質疑、討論、採決の順に行っていきたいと思います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第6号について質疑いたします。

特別職の給与及び旅費に関する条例で、ほぼ内容としては旅費に関するものが主になっているんですけども、この給与ですね、今回、副村長が変わるに当たって、変動があるのかどうか伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2番 上原祐希議員の質疑について説明いたします。

今回の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の改正に伴って、給与についても改正があるかということなんですけれども、給与につきましては改正はございません。現行のままです。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時11分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第6号について質疑いたします。

別表の第3ですが、鉄道で全て算定されているんですけども、これは水路と空路の算定の方法に変えるお考えはないのか。県内は全て鉄道ありませんし、その辺の考えはないのか、答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 9番 山城 太議員の質疑について説明いたします。

まず、別表第3につきまして、鉄道で算定されている内容について、空路、陸路について変えるものはないかということをございますけれども、この別表の備考の欄に全て距離について水路及び陸路の4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルで算定すると、こういう算定の直しで、全部人事院等の準則等で示されておりますので、それを活用しているのが通例です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 通例だと思っんですけれども、すごい県内においては、強い鉄道というのは違和感を感じているので、その辺、再度改めるお考えはないのか、答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 それにつきましては県とかを参考にしながら、ちょっと検討はしていきたいなと考えております。ちょっと複雑な関係もあるものですから、その辺、考慮してちょっと議員提案の件につきまして、沖縄県と他市町村等も参考にしながら少し検討していきたいと思っんです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 国や県に準ずるのではなくて、今帰仁の色を出してじゃんじゃんもって今帰仁をピーアールしていくのも、ひとつのこれも方法だと思っんですけれども、ぜひお考えいただければと思っんです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第6号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第7号 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第7号

今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたこと等を踏まえ、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(今帰仁村職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 今帰仁村職員の育児休業に関する条例(平成4年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条の見出しを「(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第6条第2項中「給与条例第19条の2第1項」を「給与条例第19条の4第1項」に改める。

第10条第1号中「承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。」を「承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第14条の表中「

第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
---------	------	---

」を「

第13条	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
------	------	---

」に改める。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

(今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

給与は、法律及び他の条例に特別の定めがある場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

第3条中「職員の勤務時間に関する条例（昭和47年条例第6号）」を「今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）」に改める。

第8条第4項中「第2条第4項及び第5項」を「第3条から第5条」に、「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

第11条の4を次のように改める。

第11条の4 削除

第12条中「職員が」の次に「勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間中に」を加え、「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年条例第7号。以下「休暇条例」という。）」を「勤務時間条例第9条」に、「（以下「休日」という。）」を「（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合（勤務時間条例第15条の規定に基づく組合休暇、勤務時間条例第16条の規定に基づく介護休暇及び勤務時間条例第16条の2の規定に基づく介護時間による場合を除く。）」に改める。

第13条中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に改める。

第14条中「休暇条例第2条第1項第1号に規定する休日（勤務時間条例第2条第4項の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日と同項及び同条第5項の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日）並びに休暇条例第2条第1項第2号に規定する休日及び同項第3号に規定する休日」を「休日等」に改める。

第16条中「第15条」を「第14条」に改める。

第17条第2項中「第13条、第14条及び第15条」を「第13条及び第14条」に改める。

第18条中「第13条、第14条及び第15条」を「第13条及び第14条」に改める。

第19条第1項中「第23条第7項」を「第23条第6項」に改め、同条第4項中「役職段階、職務の級等を考慮して」を削り、「次の表に」を「規則で」に改める。

表 削除

第20条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「前5項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第2項、第3項又は第5項」を「第2項又は第4項」に、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和60年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

第4条第2項第2号中「満22歳に達する日以後」の次に「最初」を加え、「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「満22歳に達する日以後」の次に「最初」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号中「60歳以上」の前に「満」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫

第4条第3項を削る。

第5条中「又はその所有に係る住宅若しくはこれに準ずる住宅に居住している世帯主である現業職員」を削る。

第6条第2号中「自転車その他交通の用具」の次に「(以下「自転車等」という。)」を加える。

第8条第1項中「休日」を「今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第9条に規定する休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した現業職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)」に改め、同条第2項を削る。

第10条の2中「職員の勤務成績に応じ、かつ、一般職員との均衡その他の事情を考慮して支給する。」を「6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在勤する現業職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの勤務成績に応じて支給する。これらの基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡した現業職員についても同様とする。」に改める。

第12条第1項中「現業職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者(その委任を受けた者を含む。)の承認があった場合を除くほか、」を「現業職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合(組合休暇、介護休暇及び介護時間による場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」に改める。

第14条ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

(今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正)

第4条 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由のとおりでございますので、あと添付されている新旧対照表をお目通し願いたいと思います。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)
- 東恩納寛政 議長 日程第9. 「議案第8号 今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第8号

今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例にして定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により

任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(職員の任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第4条 法第6条第2項の規定する条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第5条 任命権者は、第2条及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第6条 任期付職員には、今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）第5条、行政職給料表（別表第1）を適用する。

2 任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 定型的な業務を行なう職務 1級から6級

(2) 専門的な知識又は経験を必要とする業務を行なう職務 1級から6級

3 任命権者は、任期付職員の職務の級を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに決定する。

(給与条例の適用除外)

第7条 任期付職員については、今帰仁村職員の給与に関する条例第6条の規定は、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

よろしく申し上げます。

○ **東恩納寛政 議長** 日程第10. 「議案第9号 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **大城清紀 副村長**

議案第9号

今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

様々な分野でグローバル化が急速に進展する中、今帰仁村においても外国人観光客の増加に伴い、その流れに対応できる人材育成が求められています。グローバル化に対応できる人材育成、そして組織・地域に貢献できる人材育成を促進するため、この議案を提出します。

今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の
処遇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号。以下「法」という。)第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、今帰仁村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣させることができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用となっている職員(規則で定める職員を除く。)
- (4) 今帰仁村職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第21号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務されることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和47年条例第8号)に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(派遣期間の更新等)

第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の同意を得て、これを更新することができる。

- 2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、村長に協議しなければならない。
- 3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなる時、及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

(一般の派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業法等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)

第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると村長が認めるときは、前項の規定に関わらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しないことができる。

3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

第5条 一般の派遣職員に関する今帰仁村職員の給与に関する条例(昭和60年条例第13号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する特例)

第6条 一般の派遣職員に関する職員の退職手当については、沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例(昭和50年沖縄県市町村総合事務組合条例第1号)の例による。

(一般の派遣職員に対する旅費の支給)

第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、職員等の旅費に関する条例(昭和47年条例第29号)に定める外国旅行の旅費の例に準じ、旅費を支給することができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与)

第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

(報告)

第9条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

2 任命権者は、規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を村長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時26分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前11時27分)

○ 東恩納寛政 議長 日程第11。「議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に

ついて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第10号

今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

職員の高まる能力育成の需要に制度として応えることで、職員の一層の能力育成を図り、組織や地域に貢献できる人材育成を促進するため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業を承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（当該大学に置かれる同法第91条の専攻科及び同法第97条の大学院を含む。）

- (2) 学校教育法第1条の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の定めがあるものであって同法第104条第4項第2号の規定により、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する教育を行うと認められる課程を置く外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学
- (5) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (6) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (7) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が特に認めたもの。
(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものとして規則で定めるもの
(自己啓発等休業の承認)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由がなく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、そのものが在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他

の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について、任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部もしくは一部を行っていない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の号給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例（昭和50年条例第1号）第7条の4第1項及び第8条第5項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給第8条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書きの規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 日程第12. 「議案第11号 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第11号

今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、今帰仁村職員の配偶者同行休業に関して定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年以内の期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

（1）外国での勤務

（2）事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

（3）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含

む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として村長が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第9条第1号から第3号までにおいて同じ。)の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他村長がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第7号)第14条及び同条例施行規則(平成7年規則第7号)第8条の表8の項に規定する休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る

期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（企業職員を除く。）を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ村長と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第12条 沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例（昭和50年条例第1号）第7条の4第1項及び第8条第5項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給第8条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書きの規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

- 東恩納寛政 議長 日程第13. 「議案第12号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 大城清紀 副村長

議案第12号

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

職員の派遣・研修等の制度を充実し、よりよい住民サービスの提供を行うために、この議案を提出します。

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を、次のように改正する。

第4条第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者
- (6) 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成29年条例第 号）の規定により、外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員
- (7) 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年条例第 号）の規定により、承認を受けて自己啓発等休業している職員
- (8) 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年条例第 号）の規定により、承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第14. 「議案第13号 今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第13号

今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

犯罪の予防や抑止を目的とした防犯カメラの設置に関して、その適切な設置及び利用に関する基準を定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するため、当該防犯カメラを設置するものの遵守すべき義務等を定め、もって当該防犯カメラの有用性に配慮しつつ、村民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、画像表示装置及び録画装置を備えるもの（設置されることにより犯罪の予防の効果を有するものを含む。）をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- (4) 村民等 本村に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本村に滞在し、若しくは本村を通過する者をいう。

(設置利用基準の届出等)

第3条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、防犯カメラの設置目的、防犯カメラにより犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（以下「防犯対象区域」という。）その他規則で定める事項を記載した防犯カメラの設置及び利用に関する基準（以下「設置利用基準」という。）を定め、規則で定めるところにより、村長にこれを届け出なければならない。

(1) 村

(2) 村から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体

(4) その他公共の場所に向けて防犯カメラを設置することが想定される規則で定めるもの

2 前項の規定による届出をしたものは、当該届出の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(防犯カメラ管理責任者の設置等)

第4条 前条の規定による届出の義務のあるもの（次項において「届出義務者」という。）は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨並びに防犯カメラ管理責任者の氏名及び連絡先を表示しなければならない。

(防犯カメラ設置者等の義務)

第5条 防犯カメラ設置者及び防犯カメラ管理責任者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、設置利用基準を遵守しなければならない。

2 防犯カメラ設置者等又は防犯カメラ設置者等であったものは、画像から知り得た村民等の情報を他に漏らしてはならない。

3 防犯カメラ設置者等又は防犯カメラ設置者等であったものは、次に掲げる場合を除くほか、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 村民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

4 防犯カメラ設置者等は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

5 防犯カメラ設置者等は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 防犯カメラ設置者等は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

7 防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関する苦情が

あったときは、それを適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(指導又は勧告)

第6条 村長は、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項、第2項、第3項、第4項若しくは第5項の規定に違反したもの（以下「違反者」という。）に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の指導又は勧告をすることができる。

(苦情の申出)

第7条 村民等は、防犯カメラ設置者が設置した防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し苦情があるときは、その旨を村長に申し出ることができる。

2 村長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

3 村長は、第1項の規定による苦情の申出を処理する場合において、村民等から要請があったとき又は必要があると認めるときは、今帰仁村個人情報保護審議会に対し意見を求めるものとする。

(運用状況の公表)

第8条 村長は、毎年1回以上、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 第3条の規定による届出の状況

(2) 第6条に規定する指導又は勧告の状況

(3) 前条第1項の規定による苦情の申出の状況

(村が設置した防犯カメラに係る画像の取扱い等)

第9条 村が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、第5条第2項から第6項までの規定にかかわらず、今帰仁村個人情報保護条例（平成15年条例第2号）に定めるところによる。

2 村による防犯カメラの設置及び利用については、この条例に定めるもののほか、今帰仁村個人情報保護条例に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第3条第1項各号のいずれかに該当するものは、平成29年4月30日までに、当該防犯カメラの設置利用基準を定め、これを村長に届け出なければならない。

以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 日程第15. 「議案第14号 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第14号

今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び
今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の公布に伴い、関係する条例について所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び
今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

（今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正）

第1条 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

（今帰仁村特定個人情報保護条例の一部改正）

第2条 今帰仁村特定個人情報保護条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第30条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第27号) 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

次ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第16. 「議案第15号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第15号

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の公布に伴い、今帰仁村税条例等の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

（今帰仁村税条例の一部改正）

第1条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加

え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 今帰仁村税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げ

る軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 1,600円

(イ) その他のもの 年額 4,700円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、村長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、

自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「今帰仁村税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第82条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第5号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ） a の項	第2号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ） a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ） b の項	第2号ア（ウ） b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ） b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中今帰仁村税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日

（2）第2条及び第3条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

（村民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の今帰仁村税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法

人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の今帰仁村税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

この条例につきましては、税担当であります住民課長から概要を説明させたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 議案第15号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律が交付されたことに伴い、特定非営利活動促進法の一部改正に伴う規定の整備や消費税引き上げの施行日の変更に伴う法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の創設に係る規定の整備など、所要の改正を行うものです。法律の改正による条文の整備や軽微な加除、修正等については説明を省略し、一部改正により追加された主なものについてご説明いたします。改正については、1ページの第1条及び第2条による今帰仁村税条例の一部改正。それと5ページの第3条による今帰仁村税条例等の一部改正する条例（平成26年条例第5号）の一部改正の三条建てとなっております。

新旧対照表1ページお願いします。第1条による改正ですね、第1条による改正中、第36条の2についてですけれども、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の交付に伴い、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるものとなっております。沖縄県において、「仮認定特定非営利活動法人」はございません。

次に、附則第7条の3の2についてですけれども、消費税引き上げの時期の延長に伴い、村民税における住宅ローン控除について適用対象となる居住年月日の期限が現行の「平成31年6月」から「平成33年12月まで」に2年半延長するものとなっております。

新旧対照表2ページをお願いします。附則第16条第1項については、地方税法等の改正に伴う規定の整備で税率の変更等はございません。同条第2項から第4項については、地方税法等の改正に伴う規定の整備及び平成27年度の税制改正によるグリーン化特例、いわゆる経過について特例措置を1年延長するものとなっております。

新旧対照表4ページをお願いします。第2条による改正となっております。第18条の3については、納税証明事項について規定したもので、地方税法の改正に伴い、軽自動車税を種別割に改めるものとなっております。第19条については、地方税法の改正に伴い軽自動車税の環境性能割が創設されたことにより、

規定の整備を行うものとなっております。

新旧対照表 5 ページをお願いします。第34条の4については、消費税率が10%引き上げられる際に、法人住民税、法人税割の税率を現行9.7%から6.0%へ引き下げるものです。税率の引き下げ相当分については、国税である地方法人税の税率の引き上げを行い、地方交付税の原資といたします。平成31年10月1日以後に開始する事業年度からの適用となります。第80条についてですが、軽自動車税の納税義務者について規定したのですが、消費税を10%引き上げる際に県税である自動車取得税を廃止し、自動車税と軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。これに伴い、現行の「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」とします。第81条第1項及び第2項については、軽自動車税のみなす課税について規定するもので、現行の第80条第2項にあります売買契約があった場合、買主を使用者とみなすという規定を第81条第1項及び第2項に規定し、次ページ、第3項及び第4項は環境性能割のみなす課税の規定となります。

新旧対照表 6 ページをお願いします。第81条の3から7ページの第81条の8までの改正についてですが、地方税法の改正に伴い創設された環境性能割について規定を追加するもので、環境性能割の課税標準を軽自動車税の取得価格とし、免税点は50万円となります。税率については、地方税法に規定する燃費要件により非課税から3%までとなりますが、税率の特例により3%とあるのは2%までとなります。徴収の方法については申告納付となります。

新旧対照表 8 ページの第82条から12ページ、第91条までは地方税法等の改正に伴い、規定の整備を行うものと軽自動車税を種別割に改めるもので、税率等の改正はございません。

新旧対照表の13ページをお願いします。附則第15条の2から第15条の6については先ほど説明しました新旧対照表の5ページから6ページまであります第80条から第80条の8に規定する軽自動車税の環境性能割については、当分の間、沖縄県が賦課徴収し、村は賦課徴収に要する経費に相当する額を県に徴収取扱費として交付する内容となっております、平成31年10月1日からの施行となります。

新旧対照表14ページをお願いします。附則第16条については、軽自動車の税率の特例について規定したもので、地方税法の改正による規定の整備と第1項は従価税についての規定の整備第2項から第4項まではグリーン化特例についての規定については平成29年度に限り税率の特例があるものですので、平成30年度以降は削除となります。

新旧対照表の16ページをお願いします。第3条による改正となります。附則第6条については、地方税法等の改正に伴い、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）について、規定の整備をするもので、税率等の改正はございません。

以上が今回の条例改正の主な概要となっております。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き提案理由の説明を行います。

日程第17. 「議案第16号 今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 提案いたします。

議案第16号

今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を
改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行による農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数の上限等に関し必要な事項を定めるため、この議案を提出します。

今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を
改正する条例

今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例（昭和47年条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今帰仁村農業委員会委員及び今帰仁村農地利用最適化推進委員の定数条例

第1条中「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、委員の定数及び選挙区に関する事項を定めることを目的とする。」を「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、今帰仁村農業委員会委員（以下「農業委員」という。）及び今帰仁村農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。」に改める。

第2条の見出し中「選挙委員」を「農業委員」に改める。

第2条中「農業委員会の選挙による委員の定数は、10人とする。」を「法第8条第2項の規定により条例で定める農業委員の定数は、8人とする。」に改める。

第3条の見出し中「選挙区」を「推進委員の定数」に改める。

第3条中「農業委員会の選挙区は、村一円一選挙区とする。」を「法第18条第2項の規定により条例で定める推進委員の定数は、12人とする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する農業委員は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により従前の例とする。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

○ **東恩納寛政 議長** 日程第18. 「議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **大城清紀 副村長**

議案第17号

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行による農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い必要な事項を定めるため、この議案を提出します。

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村附属機関の設置に関する条例（昭和60年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
村長	今帰仁村農業委員会委員 選考委員会	農業委員会の委員候補者の選考を行うこと。
農業委員会	今帰仁村農地利用最適化 推進委員選考委員会	農地利用最適化推進委員候補者の選考を行うこと。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

- **東恩納寛政 議長** 日程第19. 「議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- **大城清紀 副村長**

議案第18号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行による農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い必要な事項を定めるため、この議案を提出します。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会 会長	〃	54,000
〃 委員	〃	51,000

」

を

「

農業委員会 会長	基本月額 47,000 能率額 予算の範囲内で村長が定める額
〃 委員	基本月額 41,000 能率額 予算の範囲内で村長が定める額
農地利用最適化推進委員	基本月額 30,000 能率額 予算の範囲内で村長が定める額

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在任する農業委員は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により従前の例とする。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

- 東恩納寛政 議長 日程第20. 「議案第19号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 大城清紀 副村長

議案第19号

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

子ども・子育て支援法施行に伴う児童福祉法の改正により、今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の題名及び、一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する
条例の一部を改正する条例

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

第3条、同条第2項、第3項、第4条、第5条、第6条、第7条中、「保育料」を「利用者負担額」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時44分)
- 東恩納寛政 議長 日程第21. 「議案第20号 平成29年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 大城清紀 副村長
議案第20号

平成29年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村一般会計予算

平成29年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億6,622万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成29年3月9日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		590,940
	1 村 民 税	189,580
	2 固 定 資 産 税	307,894
	3 軽 自 動 車 税	33,192
	4 市 町 村 た ば こ 税	60,272
	5 特 別 土 地 保 有 税	2

款	項	金額
2 地方譲与税		45,038
	1 地方揮発油譲与税	13,321
	2 自動車重量譲与税	31,716
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		271
	1 利子割交付金	271
4 配当割交付金		668
	1 配当割交付金	668
5 株式等譲渡所得割交付金		527
	1 株式等譲渡所得割交付金	527
6 地方消費税交付金		130,073
	1 地方消費税交付金	130,073
7 ゴルフ場利用税交付金		14,415
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,415
9 自動車取得税交付金		9,301
	1 自動車取得税交付金	9,301
10 地方特例交付金		2,602
	1 地方特例交付金	2,601
	2 特別交付金	1
11 地方交付税		1,985,000
	1 地方交付税	1,985,000
12 交通安全対策特別交付金		1
	1 交通安全対策特別交付金	1
13 分担金及び負担金		45,965
	1 分担金	3
	2 負担金	45,962
14 使用料及び手数料		54,417
	1 使用料	35,357
	2 手数料	19,060
15 国庫支出金		996,711
	1 国庫負担金	307,447
	2 国庫補助金	686,656
	3 国庫委託金	2,608

款	項	金額
16 県 支 出 金		1,079,505
	1 県 負 担 金	189,260
	2 県 補 助 金	858,966
	3 県 委 託 金	31,279
17 財 産 収 入		16,297
	1 財 産 運 用 収 入	16,295
	2 財 産 売 払 収 入	2
18 寄 附 金		20,660
	1 寄 附 金	20,660
19 繰 入 金		174,386
	1 繰 入 金	174,386
20 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
21 諸 収 入		211,250
	1 延滞金、加算金及び過料	577
	2 預 金 利 子	150
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1
	4 雑 入	164,576
	5 受 託 事 業 収 入	45,946
22 村 債		278,200
	1 村 債	278,200
歳 入 合 計		5,666,227

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		71,457
	1 議 会 費	71,457
2 総 務 費		575,780
	1 総 務 管 理 費	452,449
	2 徴 税 費	83,338
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	27,115
	4 選 挙 費	10,635
	5 統 計 調 査 費	364

款	項	金額
2 総務費	6 監査委員費	1,879
3 民生費		2,124,562
	1 社会福祉費	1,081,415
	2 児童福祉費	1,043,147
4 衛生費		324,036
	1 保健衛生費	128,432
	2 清掃費	195,604
5 労働費		1
	1 失業対策費	1
6 農林水産業費		579,005
	1 農業費	457,011
	2 林業費	10,136
	3 水産業費	111,858
7 商工費		233,148
	1 商工費	233,148
8 土木費		460,333
	1 土木管理費	13,108
	2 道路橋梁費	172,131
	3 河川費	55,987
	4 港湾費	212,861
	5 住宅費	6,246
9 消防費		180,550
	1 消防費	180,550
10 教育費		658,964
	1 教育総務費	166,709
	2 小学校費	65,271
	3 中学校費	30,581
	4 幼稚園費	46,712
	5 社会教育費	154,845
	6 保健体育費	194,846
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 土木施設災害復旧費	1

款	項	金額
12 公 債 費		455,385
	1 公 債 費	455,385
13 諸 支 出 金		3
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,666,227

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（東部地区）	千円 8,200	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
農村集落基盤再編・整備事業（西地区）	8,900	〃		
漁村再生交付金事業	13,500	〃		
村道古宇利線改良事業	8,900	〃		
村道与那嶺線改良事業	1,100	〃		
村道呉我山仲山橋改良事業	1,900	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	8,600	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	1,100	〃		
今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	27,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	59,600	〃		
幼保連携一体化施設整備事業（東・西地区）	19,100	〃		
臨時財政対策債	120,000	〃		
合 計	278,200			

歳入歳出予算事項別明細書総括11ページから13ページまでは割愛いたします。14ページお願いいたします。

主に300万円以上の節についてご説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人、本年度予算が1億7,067万円、これは1節の現年課税分が主な項目でございます。2目法人1,890万4,000円、これは1節の現年課税分が主な要因でございます。

続きまして15ページをお願いします。2項固定資産税、1目固定資産税3億744万2,000円、これは1節の現年課税分、それと2節の滞納繰越分によるものでございます。

16ページをお願いします。3項軽自動車税、1目軽自動車税3,319万2,000円、これは1節の現年課税分が主な要因でございます。続きまして、4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税6,027万2,000円、これは現年課税分でございます。

19ページは割愛いたします。

20ページをお願いします。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税1,332万1,000円でございます。これは1節の地方揮発油譲与税でございます。

21ページをお願いします。2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税3,171万6,000円、これは1節の自動車重量譲与税でございます。

26ページをお願いします。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金1億3,007万3,000円、これは1節の地方消費税交付金でございます。

27ページをお願いします。7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金1,441万5,000円でございます。これは1節のゴルフ場利用税交付金によるものでございます。

続きまして28ページをお願いします。9款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金930万1,000円。これは1節の自動車取得税交付金によるものでございます。

31ページをお願いします。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税19億8,500万円、これは1節の普通交付税と2節の特別交付税によるものでございます。

34ページをお願いします。13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金4,227万7,000円、これは1節児童福祉費負担金が主な要因となっております。続きまして、3目教育費負担金364万5,000円は、1節の教育費負担金、2節の幼稚園利用者負担金によるものとなっております。

35ページをお願いします。14款使用料及び手数料、5目土木使用料2,130万1,000円、これは3節住宅使用料でございます。続きまして、6目教育使用料987万6,000円、これは1節の幼稚園使用料と3節の体育施設使用料が主な要因でございます。

37ページをお願いします。2項の手数料、1目総務手数料748万7,000円、1節の総務手数料でございます。2目衛生手数料1,153万7,000円、これは2節の一般廃棄物手数料が主な要因となっております。

39ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2億9,242万9,000円、これは5節の身体障害者福祉費負担金、さらに11節の児童手当負担金、13節の子どものための教育・保育給付費負担金によるものでございます。

続きまして40ページをお願いします。5目保険基盤安定負担金1,458万6,000円、これは1節の保険基盤安定負担金でございます。

41ページをお願いします。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は4億5,126万2,000円、これは1節の社会福祉費補助金、8節の母子福祉費補助金、9節の臨時福祉給付金及び年金生活者等給付事業、10節の沖縄子供の貧困緊急対策事業、11節の保育所等整備交付金でございます。続きまして5目土木費国庫補助金2億13万9,000円、これは1節の道路橋梁費補助金、7節の社会資本整備総合交付金、8節の沖縄北

部連携促進特別振興事業費でございます。続きまして、6目教育費国庫補助金3,413万5,000円、これは1節の学校費補助金、3節の社会教育費補助金によるものでございます。

44ページをお願いします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1億1,249万3,000円、これは2節の身体障害者福祉費負担金、11節の児童手当負担金、13節の子どものための教育・保育給付費負担金等によるものでございます。

45ページをお願いします。3目の保険基盤安定負担金7,655万2,000円。これは1節の保険基盤安定負担金でございます。

46ページをお願いします。2項県補助金でございます。1目総務費県補助金3億4,464万7,000円、これは2節の沖縄振興交付金事業補助金でございます。続きまして2目民生費県補助金2,532万7,000円、これは1節の社会福祉費補助金、さらには3節の母子節福祉費県補助金、6節の児童福祉費補助金等によるものでございます。3目衛生費県補助金797万5,000円、これは1節の保健衛生費補助金によるものでございます。

47ページをお願いします。4目農林水産業費県補助金4億407万円、これは1節農業費補助金、4節水産業費補助金、7節村づくり交付金、8節沖縄振興公共投資交付金、9節の沖縄振興特別推進交付金によるものとなっております。続きまして6目教育費県補助金2,925万1,000円、これは4節の学校教育費補助金、5節の沖縄振興特別推進交付金によるものとなっております。

49ページです。7目土木費県補助金4,750万円、これは1節の沖縄振興公共投資交付金によるものとなっております。

50ページをお願いします。3項県委託金、1目総務費県委託金1,027万3,000円でございます。これは2節の徴税费委託金が主な要因となっております。

51ページをお願いします。4目土木費県委託金2,037万4,000円、これは1節の港湾管理委託料によるものでございます。

52ページをお願いします。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,544万8,000円、これは1節の土地貸付収入と2節の建物貸付収入が主な要因となっております。

続きまして56ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金2,065万9,000円、これは1節の地域活動拠点費指定寄附金によるものでございます。

57ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金1億7,438万6,000円、これは1節の繰入金でございます。

58ページをお願いします。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,000万円、これは1節の繰越金でございます。

62ページをお願いします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入1億6,457万2,000円、これは2節の雑入と64ページの3節学校給食費、4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料が主な要因でございます。

66ページをお願いします。5項受託事業収入、3目民生費受託事業収入4,594万6,000円、これは1節の地域支援事業によるものでございます。

67ページをお願いします。22款村債、1項村債、1目総務債5,960万円、これは1節の総務費でございま

す。続きまして2目民生債1,910万円、これは1節の民生債でございます。3目農林水産業債3,060万円、これは1節の農業債と3節の水産業債でございます。4目の土木債4,780万円、これは1節の道路橋梁債、3節の沖縄北部連携促進特別振興事業。7目その他債1億2,000万円、これは1節のその他債でございます。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時37分)

大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 歳入に引き続きまして歳出、300万円以上について説明していきます。

歳出68ページをお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費7,145万7,000円、これは1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費等によるものでございます。

さらに70ページの11節の需用費も300万円以上でございます。

74ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3億2,363万8,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金、11節の需用費等によるものでございます。

78ページの12節の役務費、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料、19節の負担金、補助及び交付金が主な要因となっております。

続きまして83ページをお願いします。2目文書広報費3,823万4,000円は、13節の委託料が主な要因でございます。

続きまして84ページ、4目財産管理費1,108万6,000円は、13節の委託料が主な要因となっております。

続いて85ページをお願いします。5目規格費2,346万9,000円、86ページの19節負担金、補助及び交付金が主な要因でございます。

87ページをお願いします。8目防災対策費399万3,000円、13節の委託料が主な要因でございます。続きまして9目電子計算費4,494万4,000円は、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料が主な要因となっております。

89ページをお願いします。10目コミュニティーセンター管理費457万5,000円は、7節賃金、11節需用費が主な要因でございます。

91ページをお願いします。2款徴税費、2項徴税費、1目税務総務費が6,223万6,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費が主な要因でございます。

93ページお願いいたします。2目賦課徴収費2,110万2,000円、これは1節の報酬、13節の委託料が主な要因となっております。

98ページをお願いします。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費2,711万5,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、100ページの14節使用料及び賃借料が主な要因でございます。

101ページをお願いします。4項選挙費、1目選挙管理委員会費1,050万4,000円、これは2節の給料が主な要因です。

続きまして107ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億9,257万6,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金、13節の委託料、19節の負

担金、補助及び交付金、28節の繰出金が主な要因となっております。

110ページをお願いします。2目老人福祉費4億4,285万6,000円、これは1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、11節の需用費、13節の委託料、19節の負担金、補助及び交付金、28節の繰出金が主な要因でございます。

115ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費3億4,335万8,000円、これは次ページの13節委託料、20節の扶助費が主な要因となっております。

続きまして118ページをお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費5億6,267万4,000円は、119ページの13節の委託料、15節の工事請負費、19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

120ページをお願いします。2目児童措置費1億8,895万7,000円、20節の扶助費が主な要因でございます。

121ページをお願いします。3目保育所費2億9,151万6,000円、これは1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金、11節の需用費が主な要因となっております。

続きまして127ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費3,632万6,000円、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費が主な要因でございます。

続きまして129ページをお願いします。2目予防費804万4,000円、これは130ページの13節委託料が主な要因でございます。

続きまして132ページをお願いします。3目母子保健衛生費5,427万円、これは1節の報酬、135ページの13節の委託料、20節の扶助費が主な要因となっております。続きまして、4目環境衛生費1,079万2,000円、これは11節の需用費、13節の委託料が主な要因でございます。

140ページをお願いします。6目水道事業費1,900万円、これは28節の繰出金でございます。

141ページをお願いします。2項清掃費、1目清掃総務費1億9,560万4,000円、これは13節の委託料、19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

143ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費859万8,000円、これは1節の報酬、7節の賃金でございます。

145ページをお願いします。2目農業総務費4,786万4,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費によるものでございます。

147ページをお願いします。3目農業振興費2億2,171万5,000円、これは148ページの19節負担金、補助及び交付金が主な要因でございます。

続きまして150ページをお願いします。4目畜産業費1,370万2,000円、これは19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

151ページをお願いします。6目農業構造改善事業費5,686万8,000円は、2節の給料、13節の委託料、19節の負担金、補助及び交付金が主な要因となっております。

続きまして152ページ、9目村づくり交付金5,242万6,000円は、15節の工事請負費が主な要因でございます。

続きまして153ページをお願いします。10目農村集落基盤・再編整備事業 西地区5,583万6,000円は、15

節の工事請負費、17節の公有財産購入費が主な要因でございます。

続きまして155ページお願いします。2項林業費、1目林業総務費733万6,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等によるものでございます。

157ページお願いします。3項水産業費、1目水産業総務費774万2,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等によるものでございます。2目水産業振興費391万6,000円、これは19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

158ページお願いします。3目漁港漁場建設費1億20万円、これは13節の委託料、15節の工事請負費によるものでございます。

159ページお願いします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費1,815万2,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。続きまして2項観光振興費459万4,000円は、19節の負担金、補助及び交付金が主な要因となっております。

続きまして161ページ、3目地域活動拠点活性化事業8,215万9,000円、これは15節の工事請負費でございます。続きまして4目環境保全美化推進事業2,376万8,000円、これは7節の賃金が主な要因でございます。

続きまして163ページお願いします。5目景観形成強化事業4,730万円、これは13節委託料、15節工事請負費でございます。6目観光力基盤強化事業5,717万5,000円、これは13節委託料と15節工事請負費、19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

165ページお願いします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費1,310万8,000円、これは2節の給料が主な要因となっております。

167ページお願いします。2項道路橋梁費、2目の道路維持費526万円、これは7節の賃金が主な要因でございます。3目道路新設改良費1億6,687万円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、13節の委託料、15節の工事請負費が主な要因となっております。

続きまして170ページお願いします。3項河川費でございます。2目河川改良費5,588万7,000円、これは15節の工事請負費が主な要因でございます。

171ページお願いします。4項港湾費、1目港湾管理費2,088万3,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、11節の需用費等によるものでございます。

173ページお願いします。2目建設改良費1億9,197万8,000円、これは15節の工事請負費、18節の備品購入費によるものでございます。

175ページお願いします。5項住宅費、1目住宅管理費624万6,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等によるものでございます。

177ページお願いします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費1億8,055万円、これは19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

178ページお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1億6,429万5,000円、これは1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金、8節の報償費、11節の需用費、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料、19節の負担金、補助及び交付金等によるものでございます。

188ページお願いします。2項小学校費、1目学校管理費4,204万4,000円、これは7節の賃金、11節の需用費、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料によるものでございます。

191ページお願いします。2目教育振興費2,322万7,000円、これは7節の賃金、18節の備品購入費、20節の扶助費等が主な要因でございます。194ページ、3項中学校費、1目学校管理費1,986万円、これは2節の給料、11節の需用費、14節の使用料及び賃借料によるものでございます。

197ページお願いします。2目教育振興費1,072万1,000円、7節の賃金、20節扶助費によるものでございます。

199ページお願いします。10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費4,671万2,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金等によるものでございます。

続きまして203ページお願いします。5項社会教育費、1目社会教育総務費6,818万6,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金、13節の委託料、19節の負担金、補助及び交付金等によるものでございます。

210ページお願いします。3目文化財保護費3,274万6,000円、これは7節の賃金、13節の委託料、17節の公有財産購入費、22節の補償、補填及び賠償金によるものでございます。

続きまして213ページです。4目今帰仁城跡整備事業費1,288万7,000円、これは7節の賃金、15節の工事請負費が主な要因となっております。

続きまして214ページ、5目歴史文化センター783万7,000円、7節賃金、11節需用費等によるものでございます。

続きまして218ページお願いします。6目グスク交流センター等費3,094万5,000円、これは11節の需用費、13節の委託料が主な要因となっております。続きまして6項保健体育費、1目保健体育総務費9,675万7,000円、これは11節の需用費、13節の委託料、15節の工事請負費、19節の負担金、補助及び交付金等によるものでございます。

225ページお願いします。2目学校給食費9,808万9,000円、これは2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節賃金、11節需用費等によるものでございます。

232ページお願いします。12款公債費、1項公債費、1目元金4億2,217万1,000円、これは23節の償還金、利子及び割引料でございます。2目利子3,321万4,000円、これは23節の償還金、利子及び割引料でございます。

235ページお願いします。14項予備費、1項予備費、1目予備費300万円、これは29節の予備費でございます。

あと給与費明細表を添付してございますので、お目通しください。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時05分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時05分)

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午後3時05分)